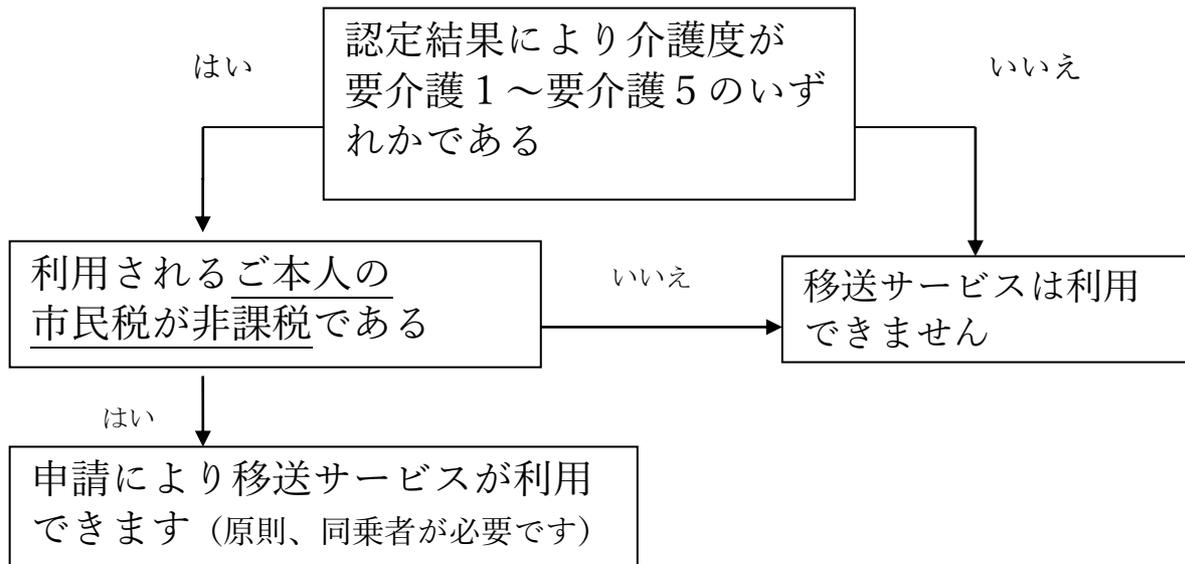


# 介護保険特別給付（移送サービス）について

逗子市では市独自の介護保険サービスとして、通院等に利用できるタクシーによる移送サービスを行っております（利用できるタクシー事業所は指定されています。）。

利用にあたっては資格要件等がありますので、契約されているケアマネジャー（介護支援専門員）または逗子市高齢介護課介護保険係へお問い合わせください。

## 1 移送サービスのご利用の要件



## 2 申請について

移送サービスの利用を希望される方は、介護保険特別給付サービス利用申請書に必要事項をご記入、押印のうえ、逗子市高齢介護課介護保険係に提出してください。郵送または代理の方による提出も可能です。

移送サービスの利用が決定された方には介護保険特別給付サービス利用認定証（移送サービス）をお送りします。

## 3 サービス費用について

サービス費用は、片道1回（月4回まで）につき、3,000円\*が限度です。1回の利用で3,000円を超えたときは、その超えた額は全額利用者の負担になります。なお、移送サービス費用は、介護度ごとに設定されている支給限度額とは別枠で利用できます。

※ヘルパー指名料（500円）を含み、3,000円までです。

## 4 次のいずれかに該当する場合には、移送サービスは利用できません

- ①介護保険サービスで、移送サービスに相当するサービスを受けている場合
- ②施設サービス（特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、グループホームなどに入所）を利用している場合
- ③医療機関に入院している場合
- ④利用者または家族等が感染症の患者で、感染のおそれがあると認められる場合

